

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成22年11月17日（水）

担当課：文化スポーツ部 文化振興課

件 名： 大和市文化芸術振興基本計画（案）について	
提出理由： 大和市文化芸術振興基本計画（案）を文化芸術振興審議会への諮問並びに市民意見の聴取を行うにあたり、その内容について了承を得るため。	
内 容：	
1. 計画策定の背景、目的 - 本市は、平成21年12月に、大和市文化芸術振興条例(以下、「条例」)を制定した。 - 条例の第7条には、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「文化芸術振興基本計画」の策定を規定している。 「大和市文化芸術振興基本計画」は、この条例の考えに基づき、策定されるプランであり、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものである。 2. 計画策定の基本的な考え方 - 条例第2条に定める4つの考え方(基本理念)を基本とする。 3. 計画が対象とする文化芸術の領域 「文化芸術振興基本法」に例示されているものを基本とする。 - また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含める。 4. 計画の期間と進行管理 - 計画期間は、平成23年度から25年度までの3年間とする。 - 文化芸術振興審議会において、毎年点検を行い、必要に応じて見直しを行う。	5. 計画の性格 ①将来都市像を文化芸術の側面から実現するための計画 ②条例の基本理念を具現化する計画 ③市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画 6. 施策目標・具体的方策 (1)市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める (2)すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる (3)文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる (4)大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする (5)多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる ・これら5つの施策目標を達成するために20の具体的方策を定める。 7. 文化芸術振興の担い手と役割 ・市民、文化芸術団体、市などの文化芸術の振興に関わる担い手に期待する役割を定める。 8. モニタリング ・計画の進捗状況を適切に把握するため、施策目標に対応した項目のモニタリングを行う。 ※意見公募手続では、計画(案)の骨子を作成し、市民意見の聴取を行う。
経 過	今後の予定
H21.12 大和市文化芸術振興条例の制定 H22. 7～ 庁内検討会議の実施 (現在まで3回開催) H22. 8～ 文化芸術振興審議会の実施 (現在まで3回開催)	H22.12 文化芸術振興審議会に諮問 H22.12 意見公募手続の実施 H23. 1 文化芸術団体等との意見交換会の実施 H23. 2 文化芸術振興審議会の答申 H23. 4 文化芸術振興基本計画運用開始